

## 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

- (2) 議会基本条例策定に関すること以外のご意見やご要望  
(ご意見ありがとうございました。ご意見のみの公表となります。)

No.	意見の内容
1	<p>第四章 議会運営 (議長の責務及び役割)第10条 今までの議会を見ていると、番号制です。議長は、議員を数字で呼ぶのは止めて、名前で呼ぶようにしてください。</p>
2	<p>第五章 市民及び議会の関係 (会議の公開)第15条 傍聴人に対して、「傍聴の案内」に書かれている内容について議員の皆さんは読んでいるのでしょうか。傍聴人の注意事項であることについて、議員はどうか。勝手にしゃべったり、あるいは議会中にも関わらず居眠りをしている。議員は十分自問自答してください。それから、議会は市長等への監視機能を持っているが、それと同時に市民も、議会に対する監視機能をきちんと持っています。議員は使命感を持って取り組んでほしい。</p>
3	<p>第七章 自由討議の推進 (政策立案及び政策提言の推進)第24条 市の職員は、3年に1度変わり、昨日今日、担当になった職員が作ったものが議案として出され、議員の皆さんがそれを賛成してしまうのでは、福島市は全然発展していない。 職員の資質を上げるための努力を議会としても是非していただき、施策を作る職員の資質の向上のため、もっと議会は意見を述べていただいき政策の底上げをしてほしい。</p>
4	<p>第七章 自由討議の推進 (政策立案及び政策提言の推進)第24条 政策立案及び政策提言の推進は、中断しないで継続的に強力な推進が必要です。 今までの行政の執行機関、関連機関、全職員では、行政執行に対する水準向上、意識改革は容易でない状態にあると思慮します。 市政執行の強力な改革意識が今後の最重要課題です。</p>
5	<p>第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理)第30条 議員の政治倫理の中で、欠けているものが何かというと議員の使命感です。 何のために議員になったのか肝に銘じて議会活動をやってください。</p>
6	<p>第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員の政治倫理)第30条 市民の代表ですから、きちんと市民全体の生活と福祉向上のための基本的な理念を持って臨んでいただきたい。</p>
7	<p>第六章 議会及び行政の関係 (議会及び議員並びに市長等の関係)第18条 議会本会議において市当局は真摯な考えで答弁しているのか。どの答弁内容からも決まり文句やその場限りの内容で、誠意ある答弁とは感じられない。</p>
8	<p>(その他) これからの市行政について (1)新市長になってどのような手腕を持って市政執行をするか見極めていく必要があります。 市執行機関、関連機関、市全職員が今までの消極的、停滞な執行が身についている組織が果たして意識改革して新市長と共有しながら市政執行をおこなうことが出来るのか懸念しています。 (2)復興事業の担当課への質問に対しての市職員の回答が、質問者に的がはずれたり、ないがしろな回答に本当に福島市を考えている職員なのか驚愕しました。このような実態を改善していくにはどうすればいいのか。大変困難な状況です。</p>
9	<p>第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員報酬)第32条 議会基本条例素案には、議員の報酬規定について「報酬は日当によること」とされたか、否か日当とされていない場合、どのような検討結果を経て否となったか。その時の主な合理的理由と根拠は何か。 また、全国の自治体(本県の矢祭町)で規定している団体はどこか。その当該住民からどのように評価されているのか。</p>